

# 障害者多機能型事業所 きらりの森 就労継続支援事業（B型） 運営規程

社会福祉法人きらりの森

## （目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人きらりの森（以下「法人」という。）が設置運営する障害者多機能型事業所 きらりの森（以下「事業所」という。）において実施する障害福祉サービスの就労継続支援（B型）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、就労継続支援（B型）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスの提供を確保することを目的とする。

## （運営の方針）

- 第2条 事業所は、一般企業等へ就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練の実施を適切に行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
  - 4 事業所は、障害者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。
  - 5 前四項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

## （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 障害者多機能型事業所 きらりの森
- （2）所在地 愛媛県松山市畑寺4丁目8番7号

## （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、別表のとおりとする。

- 2 前項に示す外、それぞれの事業の必要に応じ、嘱託、パートタイマー等臨時に雇用する職員をおくことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月・火・水・木・金・土曜日。  
法人が別に定める休日は休業とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分とする。

(主たる対象者)

第6条 事業所は、主たる対象者を精神障害者とする。

(事業の定員)

第7条 事業所は、事業の定員を20名とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、3ヶ月間の平均実利用人員が定員を超えて一定の範囲内であれば、利用者を受け入れることは可能とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 事業所は、利用者の障害の特性に配慮しつつ、就労継続支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該就労継続支援の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(障害福祉サービスの内容)

第9条 事業所で行う障害福祉サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援事業（B型）計画の作成
- (2) 就労継続支援（B型）の内容

通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、就労への移行に向けた支援を実施する。

在宅でのサービス提供

利用者に在宅利用に適した支援プログラムや生産活動等を提供する。また、利用者との連絡体制の構築や、関係機関との連携を行い、利用者の希望や心身の状況等に応じた支援を実施する。（在宅における利用要件については、個別支援計画書のとおり）

※在宅でのサービス利用を希望する対象者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると区市町村が判断した方がいる場合に限る。

- (3) 前号に掲げる便宜に附帯する便宜

- (1) から (2) に附帯するその他必要な相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

- 第10条 事業所は、障害福祉サービスを提供した際には、利用者（以下、「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 事業所は、法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 事業所は、前二項の支払を受ける額のほか、障害福祉サービスにおいて提供される便宜に供する費用のうち、その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものの支払を利用者から受けることができる。
- 4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第11条 通常の事業の実施地域は、松山市（島しょ部を除く）、東温市、伊予市、砥部町、松前町とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 現に障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

- 第13条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害対策が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。
- 2 事業所は、前項の計画に基づいて、年2回避難・救出訓練を行うものとする。

(苦情解決)

- 第14条 提供した障害福祉サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した障害福祉サービスに関し、法第10条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は

助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（虐待防止のための措置）

第15条 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第16条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（1）採用時研修採用後3カ月以内

（2）継続研修年1回

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者もしくはその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者もしくは家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 5 事業所は、利用者に対する障害福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該障害福祉サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人きらりの森と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年12月10日から施行する。

平成25年4月1日 一部変更

平成26年5月1日 一部変更

平成26年8月1日 一部変更

平成27年4月1日 一部変更

平成27年11月1日 一部変更

平成28年1月1日 一部変更

平成29年4月1日 一部変更

平成29年6月1日 一部変更

令和6年12月1日 一部変更

(別表) 就労継続支援事業 (B型) (多機能型: 利用者20名)

職 種	配置 基準	常 勤		非常勤	備 考
		専従	兼務	専従	
管理者	1		1		事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従事者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
サービス管理責任者	2	1	1		利用者の障害福祉サービス利用計画書の作成及び、障害福祉サービス利用料の上限額の管理。
職業指導員 生活支援員	2.7	1		1	利用者に対する日常生活上の支援、相談、援助、就労に必要な訓練指導を行う。
		1		1	
目標工賃達成指導員	1	1			利用者の工賃が目標達成できるよう、工賃引き上げ計画の作成及び、その支援を行う。